

中國紹興地區自然的傳統管理

——以王壇鎮舜王廟的“罰戲”“罰宴”為事例——

陳 志勤

紹興是具有二千五百年悠久歷史的著名水鄉，但是，紹興的美麗風光並不是依賴自然界的變化而形成的。不用說紹興的自然環境變化得益於歷代統治者的治水和利水，但是我們也不應忘卻生活在這一方土地的人民對自然的利用以及管理。現在，因為急劇的經濟發展和地方開發，環境問題特別是水污染問題不斷加劇。對於自然的管理和環境問題，無論日本和中國已在很多領域展開深入的研究，為了探求自然的利用和管理，“自下而上”的以社區為基礎的管理模式 (community based management) 已引起極大關注。因此，對於長期以來與山林河川共生共存的當地人民是如何進行自然的利用和管理的這一問題，當然就成為一個必須探討和研究的重要課題。

作為本文研究對象的紹興南部山區王壇鎮舜王廟周圍，傳承著魚類敬仰舜王的民俗，為了保護這些魚類，很早以來就有把舜王廟下雙江溪中的舜皇潭作為禁漁區的習慣。並且，對於那些違反禁漁規約的人，作為懲罰要讓他們負擔請戲班演戲或者置辦酒席的費用，也就是說曾經存在過“罰戲”、“罰宴”這種適應當地人文環境的懲罰方式。從這樣的傳統民俗中，我們可以看到因為信仰、祭祀而結成的地域共同體在自然管理中所發揮的作用，很明顯，這和日本的村落共同體在自然管理中發揮作用的情形是不相同的。

本文的研究目的是，首先闡明因舜王信仰、舜王廟會而形成的共同體和自然管理的關係，然後探究把罰戲、罰宴作為懲罰手段的這種類型的共同體，在自然管理中所發揮的作用。

中国紹興地域における自然の伝統的な管理

——王壇鎮舜王廟における「罰戯」・「罰宴」を中心として——

陳 志 勤

はじめに

紹興は二五〇〇年の歴史を誇る著名な水郷古都であり、古くから「魚米の郷・文化の邦」と呼ばれてきた。しかしながら、この水郷風景は自然と形成されたものではなく、歴代の統治者による治水や利水、さらに、その自然環境を利用し暮らしてきた地域住民による自然利用などの人間の営みに大きな影響を受けている。

人びとの手で造られた江南水郷は、現在、急速な経済発展と地域開発によって、環境問題、特に水質汚染の問題に直面している。紹興地方も例外ではなく、水質汚染や水不足が広がっている。紹興は、かつて「東洋のベニス」ともいわれ、水郷風景と田園風景が織りなされる水の都であったが、長期にわたってその水環境は破壊され、状況は大きく変化してしまった。とりわけ一九七〇年代末から始まる改革開放下の農業・工業の近代的発展及び都市開発により、その水環境の破壊は進行した。それゆえに、地元の間人は、「東洋のベニス」という表現を、皮肉を込めて、方言で

中国紹興地域における伝統的な自然の管理

発音の似た「東洋の汚^ウ泥^ニ水^ス」という言葉で揶揄するまでになっている。

自然の管理や環境問題は、現在、中国において解決すべき重要課題として様々な角度から扱われている。長い間、森林・河川と共に暮らしてきた人びとが自然の管理をどのように行ってきたのか、といった問題は当然、そのような重要課題の一つとして問われるべき課題である。本論で対象とする紹興県王壇鎮舜王廟周辺では、山林、河川をめぐる伝承的管理が行われていた。たとえば、王壇鎮にある舜王廟には、魚類が舜王を崇敬するという民俗が伝承されており、その魚類を守るために廟のそばにある川を禁漁とする慣行があった。また、その禁約を犯したものには、罰として地元の人びとを集めて演劇・宴会を主催させ、その費用を負担させる在地の懲罰手法（罰戯・罰宴）が存在した。このような、伝承的な手法は、現在の環境言説において「環境保全」的な社会システムの一部として表現されやすいが、そのような「環境保全」の性格は、あくまで信仰や祭祀の遂行の「結果」として獲得されたものと理解した方がよい。しかし、一方、そのような伝承からは、日本のように村落共同体が主体となる自然の管理とは異なり、信仰・祭祀をもとに結集する地域共同体が主体となつて自然の管理を担うあり方が、中国の一地方に存在していたことがわかる。

本論では、まず舜王廟にまつわる地域共同体と自然の管理とのかかわりを明らかにし、さらに、懲罰手段としての罰戯・罰宴という手法が、その管理において一定の役割を果たしてきたことを明らかにする。

一、舜王にまつわる伝説・信仰

舜は堯、禹と並んで中国神話時代に登場する聖王である。舜が堯に認められ摂政となり、堯の没後、帝位につき天下を大いに治め、そして禹が舜の禅譲を受けて帝位につき、夏の始祖となったという話は、夙に知られている。清代の『康熙会稽誌』には南朝梁・任昉の『述異志』が引用され「会稽山有舜巡狩台、下有望陵祠」とあり、綿々とした会稽山脈が紹興南部山地を構成しており、舜が巡幸のために会稽山にやってきたという言い伝えが述べられる。このような舜の巡幸に関する神話・伝説が、この地に多く存在するとともに、舜を祀る廟がいくつも建立された。

紹興南部山地王壇鎮にある舜王廟、上虞の舜帝廟、余姚の舜王廟は、「越中三舜廟」と称され、これらの舜王廟は一本の河川・舜江（上虞と余姚の境内は曹娥江という）で繋がっている。『乾隆浙江道誌』はこの三つの廟のほか、上虞にもう一つの廟があり、紹興府内に四つの廟があるとしている。また、最近の調査によると、王壇鎮一帯には六つの廟があったが、現在、三つしか残っていないとする〔兪 二〇〇六：三〕。

本論で検討するのは王壇鎮双江溪村（現在は両溪村）にある舜王廟である（図1参照）。王壇鎮は一九九二年に両溪郷と孫畧郷が合併した鎮である。そもそも両溪郷と孫畧郷は嵊県（現在は嵊州）に属していたが、一九五一年に紹興県の行政下に置かれることになった。

会稽山の奥山から発する北溪江と南溪江は王壇鎮で合流し、西から東へと流れている双江溪となり、その双江溪の北岸に舜皇山（舜王山ともいう）がある。舜王廟（大舜廟ともいう）は、この舜皇山の頂上にそびえ立っている。昔、

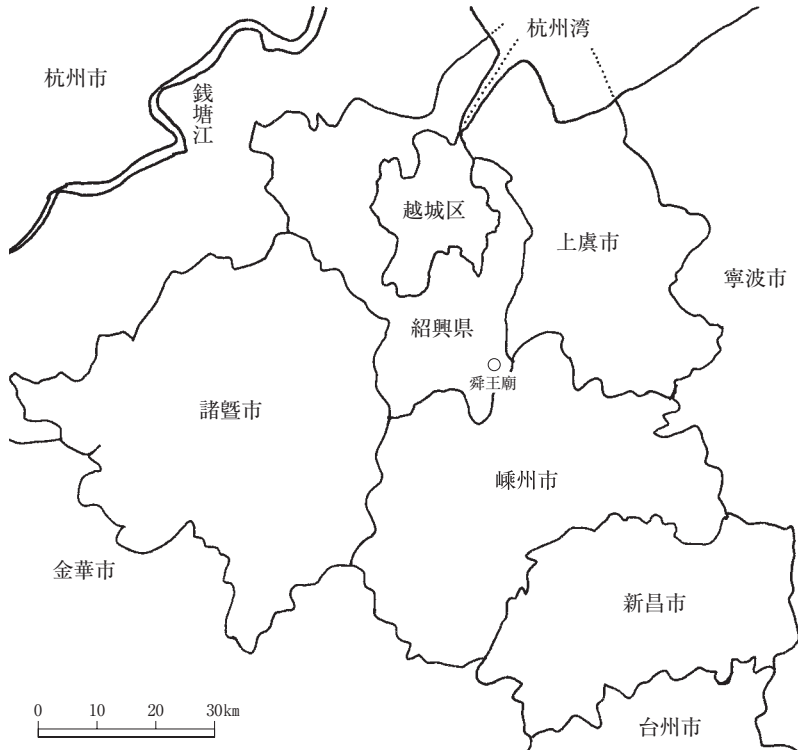


図1 舜王廟の位置図

舜皇山は烏龜山とも呼ばれ、亀の胴体に喩えられた。舜王廟がこの亀の背中に建てられ、建物はちょうど亀の心臓部にあたるという。この廟がいつ造立されたか確実に確認できないが、「会稽山有舜巡狩台、下有望陵祠」という南朝梁『述異志』の記述により、その「望陵祠」が現在の舜王廟とされているという見解もある。舜王廟の後殿東側の壁にはめ込まれた一枚の石碑には、『嵊縣志・卷七』から引用した清・同治九年（一八七〇年）の「有縣志一篇」が刻まれており、これによって、少なくとも王壇鎮の舜王廟が清の咸豊時代以前から存在し、現存する舜王廟が清の咸豊時代に再建されたものであることがわかる。「有縣志一篇」には

次の通り述べられる。

(原文)

大舜廟在縣北七十里、東土郷五十六都、舜皇山之巔。前瞰長江、後臨曠野、遠山四圍、煙村掩映、溪山絶勝処也、神最靈異。国朝咸豐年間監生孫顯廷籌捐重建、精工絶倫。同治元年、正殿後殿寇燬、顯廷集資建復。並奉憲、舜皇潭永遠諭禁、不許捕魚。茲有土名湖頭沙塗一所、竹木成林、日後以作舜廟修理增益之費。

翰林院蔡以瑞 敬撰 同治九年 耆紳公刊

(意訳)

大舜廟は県北七十里に位置し、東土郷五十六都に属し、舜皇山の頂上にある。前には長江を俯瞰し、後ろは広々とした野原に臨み、遠く見える山々に囲まれ、炊煙が立ちのぼる村々と互いに引き立て合い、溪流と青山がある絶景の地にあり、故に、この神は最も靈験がある。本朝咸豐年間に、監生孫顯廷が寄付金を募集しそれは再建され、精工で群を抜いて優れるようになった。同治元年には、寇賊に正殿と後殿は壊され、顯廷が資金を集めて再建した。また禁約にしたがい、舜皇潭で永遠に漁を許さないことを諭した。さらに、湖頭という砂原があり、そこは竹木の林になっており、以後それを以て舜廟の修理や増築の費用とする。

翰林院蔡以瑞 敬撰 同治九年 耆紳公刊

舜王廟は、敷地面積が約五千平方メートルあり、演劇を演じる「戲台」(舞台)、「行宮」(舜王像)を安置する前殿(正殿)、「坐宮」(舜王像)を安置する後殿からなる建物群である。「坐宮」は文化大革命以前には泥で造られ、移動



写真1 現在の舜王像・行宮 (二〇〇〇年撮影)

することができないものであった。「行宮」はクスノキ(香樟木)で彫刻され、銀で作られた五臓六腑を持っていて、両手両足が動く輪がついているという。普段、前殿に置かれていますが、廟会のときに移動され神輿にのせられる。

舜王廟には「戲台」、そして木・石・レンガに伝統的なモチーフを



写真2 舜王廟の「戲台」(二〇〇七年撮影)

彫刻している窓、門、壁、柱があり、舜王廟は清の建築物の代表とされている。しかし、舜王廟は、長い間、紹興南部の山奥に隠され、世に知られることがなかった。一九六六年からはじまった文化大革命によって、廟内の多くは破損されたが、一九七八年、日本の松山バレエ団の関係者清水正夫氏、森山洋子氏一行が舜王廟の伝統的な舞台を見学したことで地方政府に重要視されることになり、一九七九年には、はじめて県レベルの文物として認定された。一九八六年から三年間をかけて修復事業を行い、一九八七年に県レベルの重要文物として指定され、一九八九年の元旦から観光地として開放された。また、一九九二年に省レベルの文物に指定された。

舜が巡幸のため会稽山にやってきたとする伝説は数多く存在し、また舜王廟建立にまつわる伝説もさらに伝えられている。その多くは諸暨における稲作・水害に関するものである。舜王廟の前殿を支えている二本

の柱にそれぞれ一匹の龍が刻まれているが、その龍の足は切られている。「舜王と神龍の伝説」によれば、舜の功德に感謝するため、人々が双江溪の河原にある舜皇山で舜王廟を建てると同時に、天帝が舜に贈り物をした二匹の龍も廟をささえる柱に彫刻したものである。この二匹の龍は水害を起こす悪龍であり、舜は悪龍を監禁し天下の安定をさせる役目を果たしているが、長い年月が経つと二匹の龍は悪性を現し舜から逃げ出し、王壇鎮から南にある山間部の諸暨へ飛んでいった。すると、諸暨の川はたちまち激しくなった。船が転覆し漁民が水につきり、さらに堤防が決壊し、地方の大半が水害に襲われ水没した。その後、二匹の龍が逃げ出したことを知った舜は龍を連れ戻し、二度とこのようなことがないように、思い切つて龍の背中にある二枚の羽を切り取つたという〔浙江省民間文学集成辯公室一九八九・四八〜五〇〕。

舜と龍の伝説は、別の形でも伝えられている。南朝の時代、舜王廟を造る時に、大工の始祖といわれる魯班の弟子である親子が、仕事を探しにやってきたが採用されなかった。彼らは周辺をうろつくうちに、四本の優れた石材を発見し、石材に四匹の龍を彫刻した。そのなかの二本に刻まれた龍を「雲龍」という。そして、清の時代に入り、舜王廟を再建するときに、偶然、千年にわたって放棄されてきた四本の石材が発見され、前殿を支える四本の柱として利用されることになった。しかし、二本の柱に刻まれた「雲龍」が逃げ出し、諸暨方面へと飛び出し、水田で暴れた。諸暨の人々は散乱した稲の苗の痕跡を追っていくと、舜王廟の二本の柱の前にたどり着いた。そして、柱に彫られた龍の足に苗が付いているのを見つけた。諸暨の人々は、この龍が再び舞い戻らぬようにと龍の足を切ることを考えた。そして、舜王廟の周辺の有力者に頼んで、夜に廟の戸の鍵を閉めないよう頼み、夜中忍び込んで二本の柱にある龍の足を切つたという。

さらに、舜王廟が建てられてから諸暨の稲作が不作になったという話もある。烏龜山の中心部（亀の心臓部といわれている）に舜王廟が造られてから、この亀がいつも諸暨の水田を荒らし回ったという。そのような被害を避け豊作を祈るために、諸暨の人々は舜を信仰し続けてきた。舜王廟会のさいに、諸暨からやってきた人々は、先を争って「焼頭香」（縁日に最初の線香を立てること）をした。そして、舜王廟会にあたって「行宮」を神輿にのせ各村を巡幸する隊列は、諸暨の人々に舜王像を奪われることを恐れて、諸暨に近い駱村の周辺まで行くことができないうい言い伝えもある。これらの伝説や言い伝えをみると、諸暨の人々は、舜王を稲の作柄を左右する特別な存在として見なししているようである。実は諸暨の水田は「湖田」（湖沼地帯に開いた水田）が多く、稲作には適していなかった。舜王信仰の背景には水害の防止、農作物の豊作に対する人々の気持ちが込められているのであろう。

この舜王廟では、一九五〇年代初頭まで、旧暦の九月二十七日に「舜王廟会」という祭祀が行われていた。この日は舜王の誕生日であると伝えられているが、地元ではさらに、舜王が、廟の柱に彫刻された龍の羽を切った日でもあると言われている。舜王廟会は九月二十六日の「祭神」から二八日の「謝神」までの三日間行われていたが、実際は二二、二三日からすでに露店や演劇で賑やかになった。

重要な行事に「巡会」というものがある。これは舜王像を神輿にのせ、それぞれの村を巡幸するものである。「巡会」を行うのは一日の場合もあれば、二三日の場合もある。「巡会」を行うかどうか、そして行うことになったら、その路線、日数、時間、通過する村について、毎回占いで舜に決めてもらっていた。毎回の「巡会」の日程は定まっていなかったが、九月二十六日には「巡会」の隊列が戻り、全員で「祭神」の儀式を行う。

舜王廟会は、舜王廟のために組織した「社」と「会」によって運営される。舜王廟会がいつから始まったのか不明

であるが、初期には三六社、あるいは三三社があったと言われている。また民国初期になると、一三社（一二社ともいう）しか残っていなかったという。「社」は基本的に複数村からなり、廟会のさいにその機能を發揮する。会稽山南部山地では、「一村一姓」というように、基本的に一つの村は一つの宗族で構成された場合が多い。すなわち、「社」は村と村、あるいは宗族と宗族を超える概念であり、行政的なものではない。一定の地域に形成され、村より大きく、郷より小さい。いくつの村からなる一つの「社」は、小さな地域コミュニティであるが、「社」は舜王廟によって結合され、さらに大きな地域コミュニティとなるのである。

各「社」のリーダーである「社頭」（「社首」ともいう）を地元の有力者が担い、毎回の廟会に関する仕事は、輪番制で一つの「社」に任せる。現在の舜王廟は文物管理局の所轄になっているが、解放前は双江溪村の村民である二世帯が舜王廟に住んでおり、日常的管理を務めていた。舜王廟に住んでいたこの二世帯は、出家した人間や道士ではなく、あくまでも廟に関する日常的な仕事を処理するだけである。日常参拝に来る人々へ蠟燭を売って、その収入（「蠟燭錢」という）で生計を立てていた。しかし、廟会の時の「蠟燭錢」は当番の「社」に引き渡し、俳優・劇団を招くための費用など、廟会での演劇の費用として充当する。

「会」は舜に奉仕する「社」の下の小集団である。普段の日常生活において、「社」はとくに集団として機能することはないが、廟会開催時にはそれを運営する集団として顕在化し、各村、各宗族は「社」に従うことになる。「会」は実際の廟会の際に、さまざまな活動を行う組織である。舜王像が巡幸する神輿の前後に並んで、村に到着すると様々なパフォーマンスを演じる「会」もあれば、巡幸の隊列に参加せず廟の周辺で雑務を行う「会」もある。一つの村に一つか複数の「会」がある場合もあれば、複数の村で一つの「会」を設けている場合もある。舜王廟会で頻繁に

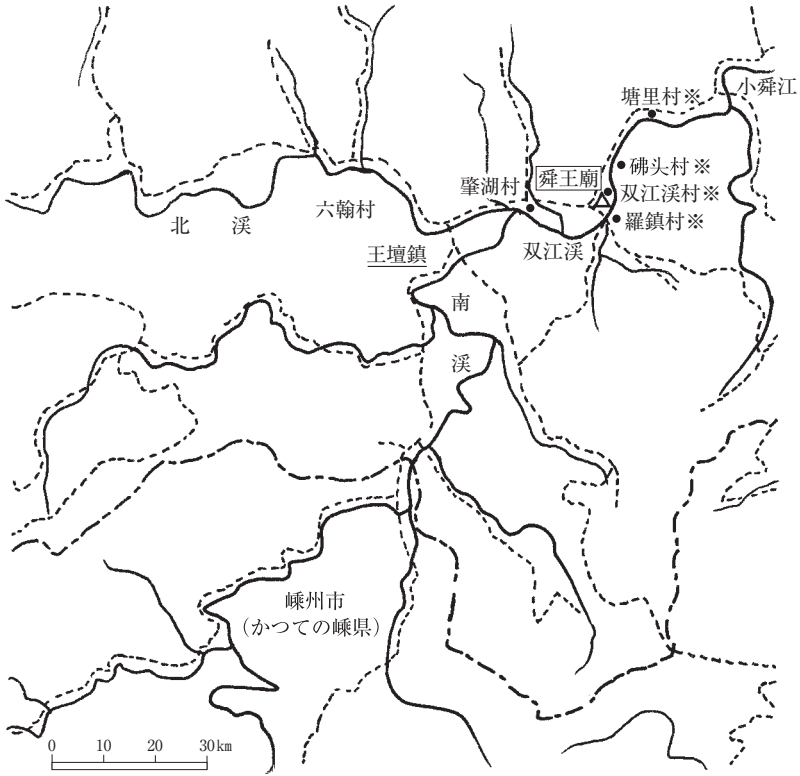


図2 舜王廟周辺図

※現在、ダムに水没している。実線は川、破線は道路。

構成された「会」は、銃会・打架
 老鼠会・執事会・校会・舜王の神
 輿・提炉会・龍会・高蹺会・大炮
 会・羅漢会・馬灯会・虎豹獅象
 会・唱班・兵蕩会などである〔顧
 二〇〇一・五七〕。また、舜王
 廟周辺には、「会」を設ける村落
 が八六村、「会」の数が一二一組
 織あったという〔俞 二〇〇六・
 一一七〕。

舜王像が神輿にのせられ各村へ
 と巡幸することは、紹興南部山地
 にとって重大事であり、人々は豊
 作を祈願して巡幸する舜を迎え祀
 る。「巡会」の一〜二ヶ月前から、
 巡幸する隊列が順調に移動できる
 ように、村の橋や道を拡大したり

修理したり、さまざま準備を行う。「巡会」は廟会だけではなく、早魃のときに雨乞いの儀式としても行われていた。「巡会」の経路は、必ずしも固定しておらず、一例をあげるならば、舜王廟―肇湖―坎上―王壇―青壇―(響岩頭―董畧―皇古―鄭家―南岸)―六岸―謝村―兪村―駱村―下坑―桃腦灣―鐵路蛟―銅盤山―馬家鷹―塘江―停畧―王城―(谷来…)―喻宅―東風坪―寺前村―妙渚―羅鎮という順路がある。この順路をみれば、舜王廟会の影響力が、ただ舜王廟周辺あるいは王壇鎮周辺だけではなく、紹興南部山地の広い範囲まで及んでいたことがわかる。しかも、廟会のように、舜王を参拝しにくる人々は紹興南部山地、諸暨楓橋一带、嵊県北部山間部、上虞湯浦西部と広い範囲にわたっている。

解放前の舜王廟は、交通の要衝に位置し、その廟会は紹興南部山地の定期市としても機能していた。交通手段が乏しい山間部にとって、小舜江という河川は上虞、寧波、杭州、上海へ出るための重要な交通ルートである(図2参照)。舜王廟の対面にある「羅鎮」は、この水運のおかげで商業が繁栄し、「小上海」と呼ばれたこともある。茶、柿、栗、水稻などの農産物が、竹製の筏にのせられ、双江溪周辺の王壇村、両溪村から出発し、上虞の曹娥村まで運ばれ、そこからさらに寧波、杭州、上海へと運ばれていった。また、戻ってくる筏は川を遡ってくるので多くの労苦をとまなうが、山地の暮らしに必要な塩や雑貨などの生活用品を都市部からもたらす重要な運送手段であった。

解放前の一九四八年と解放後の一九五二年に、舜王廟会が行われて以来、舜王廟の廟会は姿を消してしまっている。一九五八年からは、人民公社化の推進に当たって、旧暦九月二七日の舜王廟会の宗教色が消し去られ、定期市のみが物資交流会として行われた。そして、一九九六年からはじめられた小舜江ダム建設のため、舜王廟周辺の村はその多くが移住させられた。そのため、往時のような廟会や「巡会」は復活することができないものの、二〇〇五年から

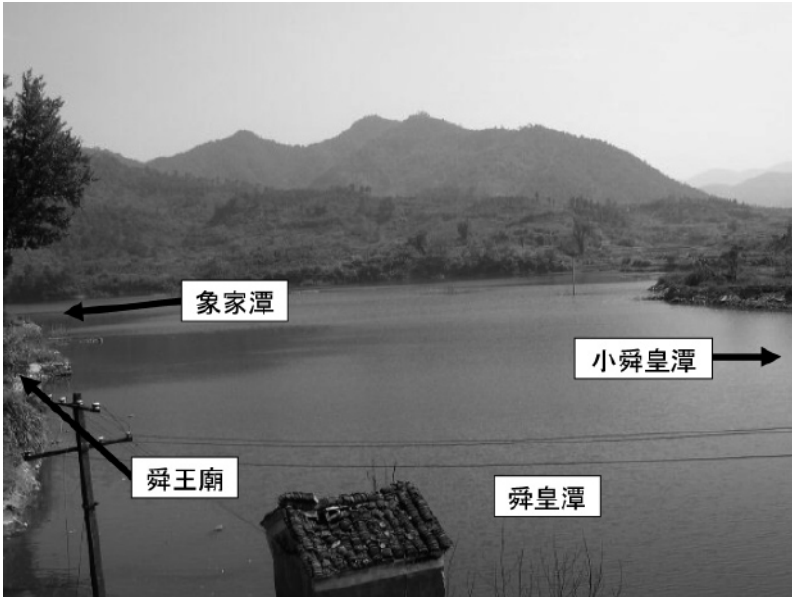


写真3 舜皇潭（二〇〇二年撮影）

「紹興舜越文化旅游節」という地域の文化観光イベントとして再生が図られている。

二、河川の社会的管理

舜王廟の前面を流れる双江溪には、舜皇潭と呼ばれる淵があり、舜王信仰をめぐる禁漁潭¹¹舜皇潭にまつわる伝説が伝えられている。山間部の人々は川筋が曲がっているところに、上流から流れてきた水力で形成した深い淵を「潭」と呼んでいる。舜皇潭は舜王廟の下にあるので、舜皇潭と呼ばれている。舜王の誕生日と言われている旧暦の九月二七日の午前中には、舜皇潭周辺に集まってきた魚が、廟のある双江溪の北側から、体躯の大きい順に南側の対岸に向けて整列し、太陽の下で頭をもたげて舜王廟を参拝するとされる。普段、水面に出てこない魚が、そのときばかりは水面に浮かんで来るといふ。この現象を実際に見たとする人

びとは、これらの魚はほとんど鯉魚という背中が黒い魚と語るが、別の言い伝えによると、白鮎、黄尾巴、紅顔石という白・黄・紅の色がついた三種類の魚ともされる。

舜と魚とのかかわりに関してはさらに別の伝説も伝えられている。旧暦一二月の冬のある日に、舜の継母が魚を食べたいと言い出し、舜は漁撈のため舜皇潭に行ったが、潭が凍っているため漁撈ができなかった。舜は泣きながら潭のそばに寝てしまった。すると、舜の体温で潭の水が解け始め、そこから一匹の魚が飛び上がり、舜がこの魚をとり継母に食べさせた。継母にいじめられる舜がその継母に親孝行を尽くしたというこの舜の孝行に関する伝説は、紹興山地から上虞へと流れて舜江周辺に広がっている。それによって、毎年九月二七日に、継母に魚を食べさせる親孝行の舜を助けるために、魚たちがこの潭にやってくるという解釈もある。

さて、解放前までは、この舜皇潭の禁漁は厳格に守られていたという。この地には、その禁を犯したものに罰として演劇を行わせ、その費用を負担させるという在地の懲罰手法Ⅱ罰戯が存在していた。罰戯は、禁漁に違背した者を摘発し、それに演劇上演費用を負担させるという処罰である。違反者には、その違反の重さから「罰戯一台」、「罰戯二台」という数え方で、罰として演劇を一回、二回開催させる。

この罰戯に関し田仲一成は、演劇の機能と江南宗族の自然の管理とのかかわりを、宗族の共有地支配の観点から論じている。そのなかに、罰戯について次のような解釈を施している。

「村落は自己の再生産の基盤を確保、維持するために、社廟に村人を召集し、山林、沼沢、湖水などの侵害を禁止する協約を結び…この際、神を慰めるために演劇が奉納されることも少なくない。その違反者に対して罰として演劇を奉納させることも少なくない。これは「罰戯」とよばれた」〔田仲 二〇〇〇：一三三〕。

また、田仲は、宗族の水源地、貯水池、墳山竹山、宗祠・墓祠の保全における禁約の演劇＝罰戯について、安徽、江蘇、福建の例に加え、本論の対象地域である浙江省紹興府の山陰県、会稽県、諸暨県の例も多く挙げている。

罰戯は紹興の「社戯」に類し、その目的によって区別されるものであるといえる。紹興の「社戯」については魯迅の文集によって世に知られ、日本では農村芝居と訳すこともあるが、紹興の言葉では「演戯給神看」というように、「社戯」は神に奉納するものである。本来は「春祈秋報」（春の祭と秋の祭）という農業行事の中で、土地の神に奉納する演劇のこととされるが、次第に宗族や村落を管轄する土地の神だけではなく、地元の人々に認められた多種多様な神に奉納する演劇となった。舜にまつわる罰戯はまさにそのような形で成立するものである。

舜皇潭の禁漁を犯した者が出た場合、その都度、すぐに俳優、劇団を招いて罰戯を上演させることは困難である。紹興の水郷地帯では劇団が船を持っており、それを水辺につけて舞台を建てる場合が多く、山間部では交通不便なので劇団を突然招致することはたやすいことではない。したがって、舜皇潭の禁漁に違反する者が出れば、罰戯は舜王廟会と同じ時に、舜王廟内の舞台上演する演劇を増演して、罰としてその費用を負担させるという方法で行われていた。舜王廟会のさいに、演劇を行うのは廟内にある舞台、双江溪村にある包公殿、羅鎮村にある茶の交易所という三箇所であるが、舜に奉納する演劇や罰戯として追加した演劇は、廟内にある舞台で行っていたという。

田仲一成は、民国期の浙江山間部松陽県の演劇を記録した葉華庭「松陽的演劇」の例を挙げ、収穫前の田畑の農作物を窃取した者を発見した時は、「社祭演劇の上演される時に、前年の違反者または違反宗族に費用を出させて演劇を追加して上演させたと見るべきである」と推測したが（田仲 二〇〇〇：一五四）、舜王廟における罰戯も、それと同様であった。

罰戯は舜皇潭の禁漁に違背したときにだけ執行される処罰ではなく、他のさまざまな地域内における反社会的行為、社会的規範への違背が生じた際に執り行われる在地の制裁であった。もちろん、殺人や強盗などの深刻な犯罪の場合には、その問題の重要性からいって在地で処理できるものではなく、罰戯のような処罰は適応されなかった。あくまで、在地で解決できる、あるいは解決すべき社会的問題に対応した制裁といえる。

舜皇潭と関係ない罰戯の場合は、必ずしも舜王廟会で開催されるわけではなかった。たとえば舜王廟の背後にある塘里村（現在、ダムに水没）の場合、社会的規範に逸脱したために要求された罰戯は、その都度、村の空き地で臨時に作られた舞台（草台という）で簡素なものが演じられたという。

これまでの筆者による聞き取り調査によれば、多くの人々が罰戯に関し知ってはいるものの、実際に経験した人は全く存在しない。聞き取り対象者のなかで最年長の一九一五年生まれの老人さえも、罰戯を実際に見た記憶はない。

さて、罰戯は、ある集団内においてその集団が共有する社会的規範というものがまず存在し、その規範を遵守することが集団や社会において約束されることが重要である。つまり、集団や社会のなかで違背行為とされる規定、ルールが明示され、そのルールをお互いに認知することがまず必要なのである。このような集団や社会のなかで違背行為とされる規定は、「禁規」（禁約）と呼ばれるが、それを締結するときにも「演劇」という儀礼的、宗教的技法が採用されていた。それは、そのような規定が、単に人間を介して結ばれるだけでなく、宗教的に力を持つ特別な存在を仲立ちにして結ばれることを示している。

田仲一成は「禁約を締結する時に上演される演劇は、社廟で社祭を挙行する時に行われたと見られる」と指摘しているが〔田仲 二〇〇〇：一五四〕、この王壇鎮でも、村や宗族を超える集団で禁約を取り結ぶ際に、舜王廟内にあ

る舞台で演劇が行われていた。事実、舜皇潭の禁約締結時に、舜王廟内の舞台で演劇が上演されたことを裏付ける碑文がある。

舜王廟の入り口にある両側の壁に、「禁潭碑」と「禁碑」という二枚の石碑が嵌めこまれ、保存されている。「禁潭碑」は清の同治時代八年（一八六九年）二月のものであり、その碑文には以下のように刻まれている。

（原文）

今立公議重禁文約、緣舜皇潭乃鐘靈之地、故魚鰲蝦蟹得以類聚。前人向有禁規、盖體舜帝好生之心、去網罟除毒害、使以泳以游、咸若其性意甚美也、法甚良也。厥後世道通更、人心不古、以至臨水而毒魚蝦者甚衆。又咸豐拾壹年間、賊匪竄擾、人民遭累、戕及物類、禁規遂以大壞。蒙舜帝保佑、幸際昇平、民康物阜。倘此弊不除、無以對神聖、爰是会同各庄耆紳、於舜廟演戲置酒、公議重整禁規、並府憲出示嚴禁。上至老孀、下至象家潭、永行嚴禁。不但禁棄物之毒、即打網垂釣以及鷺鶉鴉偷竊、一概禁止。庶生機鼓盪、太和翔洽、物類咸被舜恩焉。如有不遵約束、仍犯禁規、一經撞獲、衆同攻擊、呈官究治、決不徇情。為此立公議重禁文約、一式貳佰紙、每庄各執壹紙、永遠存照。

同治捌年貳月□日立合社公具

（意訳）

なぜならば、舜皇潭は靈気が集まっている地であり、サカナ、スッポン、エビ、カニは自然に寄り集まって来てお

中国紹興地域における伝統的な自然の管理

り、今日を以て再び禁漁を行う禁約を合議して立て直す。前人からいままですと禁約を有したが、それは舜帝が生類を尊ぶ心を察しているからである。魚網を取り去り毒流し漁を除くことにより、泳がせて遊ばせることができて、全てがその心のようにきわめて美しく、その法はなほだ良好となる。後の時代になって世の中のありさまが次第に移り変わり、人心は昔のさまに従わなくなり、川で毒流し漁でサカナやエビを捕獲するものが甚だ多数であるという結果になった。かつ咸豊時代の十一年間、匪賊がかき乱すことにより、民がひどい目に遭い、生き物にも害が及んできており、禁約は遂に大きく壊されてきた。舜帝の加護にあずかり、幸いに世の中が平和に治まっており、物産が多く民は安らかである。しかしながら、この悪弊は除かなくては、神に対して向ける顔はない。そこで、各庄の耆老郷紳の立ち会いのもとに、舜廟で演劇や酒宴を行いながら、再び禁約を立て直すことが合議され、さらに府の法令で告示をしてもらい、厳しく禁漁とすることにした。上流は老壩に下流は象家潭に至り、永遠に厳しく禁漁とする。薬物などによる毒流し漁ばかりではなく、魚網での捕獲や魚釣り及び鵜飼による盗み捕りはすべて禁止する。そうしてはじめて生き物すべてが活気を奮い起こしたり、平和的かつ和やかになったりして、舜の恩を受けることができる。もしも約束を尊ばず依然として禁約を犯したものが見つかって捕まえられると、みんなで一同に攻撃し、さらに官に深く追及してもらい、決して情にしたがわれないこととする。そのために、再び禁漁を行う禁約を合議し立て直して、またその禁約を二百部作り、庄ごとにそれぞれ一部を持たせ、永遠に保存して証拠とする。

同治八年二月□日立てる 合社により公具する

「禁潭碑」は、主に舜皇潭周囲での漁撈を固く禁じるという内容である。この碑文によると、舜王廟内で演劇（こ

れは宗教的行為として重要である）を催しながら「公議」をして、禁約を作成していたことがわかる。

碑文のなかには禁漁の範囲が、老壩（小舜皇潭ともいう）から象家潭までとあるが、これは舜皇潭を含んでいる範囲であり、つまり、上流の小舜皇潭から舜皇潭を経て、下流の象家潭までである。この碑文によれば、舜皇潭が古くから禁漁潭とされてきたが、今後は舜皇潭だけではなく、上流の小舜皇潭と下流の象家潭を含む舜皇潭周囲を、すべての魚類の捕獲を禁じる範囲としたのである。また、舜皇潭周囲の禁漁を、「永遠」に継続することが強調されているのである。これについては、この「禁潭碑」が作られた翌年、同治九年（一八七〇年）に作成された「有縣志一篇」の石碑（これも舜王廟内にある）にも、同様に舜皇潭での漁撈を永遠に禁じることにするという内容が書かれて、再度、舜皇潭で魚の捕獲を永遠に禁じることが確認されている。

さらに、舜王廟の「禁潭碑」の碑文には、「於舜廟演戲置酒」、つまり「舜廟で演劇や酒宴を行う」という文言があり、公議では、演劇に加え酒宴も共に挙行されていたことが記載されているが、この酒宴もまた、宗教的行為としての意味をもち、神聖なる存在が仲介して、人と人との間の社会的ルールが締結されているのである。そして、この酒宴というある種儀礼的な行為は、演劇と同じく社会的制裁の手段としても、この地で採用されていた。

すでに言及した田仲一成の指摘によれば、宗族の再生産基盤としての自然管理において、禁約を違反するものに「罰戯と罰宴を科している」（田仲 二〇〇〇：一三四）とある。つまり、「罰宴」という酒宴を介した制裁である。実際に、筆者の聞き取り調査によれば、この地において、罰宴は罰戯より多く開催されていたようである。

罰宴は罰戯と同じく、禁約を犯したものに費用を負担させて酒宴を開催する制裁措置である。禁漁を守らない懲罰として罰宴も罰戯と同様、古くから存在した。舜王廟の周辺では、舜皇潭で魚を一匹捕まえると、「罰酒席十桌」と

いうように、懲罰として酒席を開き、村人に振る舞わなければならない、という言い伝えがある。当然、解放前の山間部においては、このような大規模な宴会は困難であり、誇張されている可能性もあるが、しかし、このような具体的な数字が明確な制裁の語りによって、舜皇潭での漁撈は厳しく禁じられていた。この禁約を守らないと、厳しい処置を受けることは、「禁潭碑」の「衆同攻撃、呈官究治」、つまり「みんなで一同に攻撃し、さらに官に深く追及してもらい」という内容からもうかがうことができる。

罰戯は、その経験者が全く存在しないのに対し、罰宴を経験した人は、まだ現在でも確認ができる。塘里村、硯頭村では、一九三〇年前後に実際に罰宴が行われた。

舜皇潭の禁漁とは直接関係はないが、当時、塘里村の六人の少年が、悪戯で隣の硯頭村にあるレンコン畑で、持ち主の了解を得ず収穫した後の残りを取るという事件があった。その際、レンコン畑の持ち主は、これを見咎め、塘里村の六人の少年ら、そして塘里村に、硯頭村から罰として罰宴を要求したという。そして、実際に硯頭村で四卓の酒宴¹¹罰宴が行われたのである。

さて、舜皇潭周辺における禁漁と制裁の社会システムは、まずは一義的に宗教的な神聖性に基づく聖域の設定と解積すべきであろうが、さらに、その禁漁区の設定が、この地の魚類の保全に寄与していた可能性があることにも触れておくべきであろう。

解放前のこの地の山間部は、魚類が乏しく、生の魚がきわめてすくなかったという。舜王廟における「祭神」には、供物としてブタ、ヤギ、ニワトリ、ガチョウに加えて、魚類が用いられるが、その魚は生ではなく、海産魚（中国語で白鯊³）の塩漬けを使用する。また、春節に、山奥の貧しい家庭は、魚類が確保できないために、木で彫刻した魚を

代用して器に盛り、先祖祭祀したり、客をもてなしたりしていた。そのような、数的に貧弱な魚類しか存在しない状況の下、舜皇潭の禁漁は、舜皇潭周辺の魚類の再生産に、少なからず寄与したことが推測される。舜皇潭で保護された魚類が、周辺に拡散し、人びとの食卓に上っていた可能性は十分にあるのである。ただし、その禁漁が、魚類の増殖と関連することが碑文類や語りに何ら表現されない段階では、安易に「資源保全」や「環境保護」といった現代的な解釈を施すことは避けるべきであろう。ここでは、舜皇潭の禁漁が、無意識かつ結果的に、周辺の魚類の増加に寄与していた可能性を指摘するに留めておいたほうがよい。この地の自然の社会的管理を見る限り、意図されプランニングされた直接的な資源保全、保護の社会システムは簡単には読み取ることができない。

「禁潭碑」によれば、禁約を作るときからは、「禁止文を二〇〇枚作り、各村一枚ずつ配布する」という形で、社会的規制を多くの人々に知らしめることが重要であった。罰戯と罰宴は在地の懲罰手法として、通常の罰金などの懲罰手法より、禁漁違反の罪を人々に、さらに社会に知らしめる効果があった。禁漁違反が多くの人々に知らしめられることは、一回だけの懲罰にとどまらず、その違反者の生涯を通じて罪の意識を醸成するのであり、在地の社会的全体に違背行為を喚起する役割を果たしたようである。すでに言及した塘里村、碓頭村での罰宴を科された者が現在でも存命であるが、彼は、罰宴を生涯の教訓として、その後の人生の中に過ちを起こしたことがなかったと語る。罰戯と罰宴という伝統的な懲罰手法には、過ちをしているものだけでなく、周りの人々に対して効果的に社会の規範を教育する役割も果たしていたのである。

以上のような在地の懲罰手法は、それぞれの地域の状況に応じて、さまざまな態様を取るようである。紹興の他の地域では、罰戯・罰宴に類する別の伝統的在地懲罰手法が存在する。紹興県西北部の湖塘鎮香林村（旧・西路村）で

は清の時代における井戸水の管理に関し、「罰水懺」という形で仏教の法事の費用を負担させる懲罰手法が存在していた。⁵⁾ 罰戯・罰宴に類する懲罰手法は、多様な局面で適用されていた一般的かつ伝統的な在地懲罰手法であったように、普段の村人の悪戯やもめ事などにも有効的であったという。

三、山林の社会的管理

「村有村規、郷有郷規」(村は村の決まりがあり、郷は郷の決まりがある)ということわざがある。この郷規民約の多くは、宗族の家譜・族譜・宗譜に記録されており、宗族及び宗族が支配する村落における環境・自然の管理のありかたから考察されている。

すでに紹介した田仲一成の業績には、禁約を結び禁約の演劇を行う紹興の例が多く挙げられているが、その郷規民約は家譜や族譜、宗譜などから得られたものである。しかし、家譜や族譜、宗譜のように文献になっていないものも、また多く存在している。解放前の紹興の例でいうと、禁約の内容を石碑、木の板に刻んだ禁碑・禁牌を祠堂、村の入り口、山麓、水辺などに立てた例が散見される。橋に直接刻む場合もあって、この禁碑・禁牌の類は、解放前の農村において人々の社会的規範への違背を禁止するものであり、現在の言葉でいうと郷規民約と通じるものである。すでに言及した一枚の石碑はその題目が「禁潭碑」となっているが、地元の人々はこのような石碑を禁碑と呼んでおり、まさにその禁碑類に刻まれた郷規民約である。

禁碑は、宗族、あるいは人々の要請によって官府がつくる場合もあれば、村、郷の人々が公的な議論によってつく

る場合もある。紹興は山地面積が全体の三分の一を占めており、山岳地帯においては、とくに山林伐採を厳禁する禁碑が多かった。舜王廟には「禁潭碑」とともに、さらに別の石碑・「禁碑」（同治十二年（一八七三）一〇月）がある。その「禁碑」の内容は、以下の通りである。

（原文）

公禁前後廟山不許砍碎柴薪、以及牛羊上山踐踏、如違議罰。

公禁廟內不許安擺糞桶、如違罰瓦三千張。

公禁大小人等不許登臺看戲、如違罰瓦三千張。

公禁兩廊看樓不許男人混入、如違罰瓦壹千張。

公禁廟內並三門口不許安擺賭桌、擲骰博錢等項、如違罰瓦三千張。

公禁廟內外不許開蓬演戲、放賭開頭、如違呈官究治、斷不徇情。

公禁廟內不許安放田具器皿、一切柴草等件、如違罰瓦壹千張。

公禁廟內廟外以及三門碑亭之內、不許乞丐歇宿、如違公同驅逐。

公禁廟內道地不許攤晒雜物、如違罰瓦壹千張。

書房乃斯文中事、本可設館、誠恐門人小子褻瀆神明、塗鴉牆壁、況逐日香客繁多、春祈秋報不時演戲等事、以致先生不便學生不靜、倘穢汚神靈鑑察、昭昭顯應、故並列在禁內。

同治拾貳年拾月□日立合社公具

(意訳)

廟の前後にある廟山は柴刈り及び牛羊が踏み込むことを禁止し、違反すると罰を議する。

廟内は肥桶を置くことを禁止し、違反すると瓦を三千枚罰する。

大人も子供などは舞台に登り観劇することを禁止し、違反すると瓦を三千枚罰する。

両側の看楼には男が混入することを禁止し、違反すると瓦を一千枚罰する。

廟内並びに三つの門の入り口は賭博用の机を置くことや、骰子を用いて博打することを禁止し、違反すると瓦を三千枚罰する。

廟の内外は仮の舞台をつくって演劇をしたり、博打を開いて賭け事したりすることを禁止し、違反すると官に深く追及してもらい、決して情にしたがわないこととする。

廟内は農具や器物、一切の柴や草などを置くことを禁止し、違反すると瓦を一千枚罰する。

廟の内外及び三つの門と碑亭は乞食が泊まることを禁止し、違反するとみんな一同で駆逐する。

廟内の空き地は雑物を広げたり干したりすることを禁止し、違反すると瓦を一千枚罰する。

学塾は学問のことであり、本来は設けることができるが、門人弟子が神明をけがして壁に塗りたくることを恐れている。それに日増しに参拝者が非常に多くなり、春と秋の祭りにたびたび演劇などを行うと、教師は不便になり学生は安らかにできない結果になる。もしけがすことがあれば、神霊の明察で報いがくることは明らかである。したがってそれを並びに禁止することにする。

同治一二年一〇月□日立 合社により公具する

この「禁碑」は地元の人々に「禁山碑」とも呼ばれており、内容から見ると「廟内」「廟外」の衛生管理や活動管理に関するものが多く、ここで言う「山」は廟自体を指していたと考えられる。この「禁碑」の冒頭には、「廟内」「廟外」とともに、「廟山（これは廟の立地する烏龜山を指すものと思われる）」を維持するために、柴刈りや放牧を禁止し、それに違反すれば罰を議することが記載されている。また、廟の内外における環境衛生に関する禁約のほかに、廟内の舞台の観劇に関する禁約の場合、それらの規約に背くと、懲罰として瓦を千枚あるいは三千枚することが明記されている。ここでの懲罰の手法は罰戯、罰宴ではなく、瓦を提供することとなっており、在地の懲罰手法には、多様なものがあつたことを示している。

さて、舜王廟のような宗教施設にとまなう「山」以外の、この地の人びとに日常的に使われる「山」に関して、独自の取り決めと懲罰という社会システムが存在していた。そして、この地では「山廠」という山小屋を作り、山林を管理する人々を常駐させていたという。

王壇鎮六輪村（地元民には六岸村と表記されることが多い）は、舜王廟会を運営する「社」のなかの青壇社（当時、六輪村は青壇郷に属した）に属し、「社」の輪番制で、解放前における最後の舜王廟会の担当となった村である。村には当初、陶氏宗族が大姓として暮らしていたが、後になって陶氏以外の五世帯が移住してきた。現在、宗族という意識は、次第に希薄になりつつあるが、陶氏子孫の老人たちは未だに強く持っているようである。彼らは、陶氏宗族の「本姓」と区別し、陶氏宗族以外の世帯を「外姓」と呼んでいる。この陶氏宗族は山林に関する禁約を持っていたが、文字として残されてはいなかった。陶氏宗族の老人の記憶によれば、そのなかには以下のような内容があつた。

1、牛羊不看山（牛・羊を山に放牧しないこと）

- 2、苗木不許斫（苗木を刈らないこと）
- 3、童松不進堡（「松」の苗木を村へ持ってこないこと）
- 4、桐楓不能砍（「桐」「楓」の木、「楓」の木を切らないこと）

山での放牧を禁ずることや、苗木を保護することは、まずは自然の樹木を滞りなく成長させるための方策であるが、それ自体が森林環境の保全に寄与してきたようである。そのような森林を管理する志向性は、当地の俚諺にも多くあらわれている。たとえば、「清明断刀、谷雨断挑」という諺がある。これは清明（四月四日から六日頃）や谷雨（四月二十日頃）は苗木を植える季節であるため、柴刈りを一切禁止したものである。また、「千株松、万株桐、一生一世喫勿窮」という諺は、たくさんの「松」の木、「桐」の木を栽培すれば、豊かになれるということを意味している。「千年水底松、万年高擱楓」という諺は、「松」の木が水に強く、「楓」の木が棟梁の材木として利用できるという意味である。また、「冬至栽竹、立春栽木」は、竹を冬至の頃に植え、木を立春の頃に植える、といった植樹造林の経験を諺の形で伝えている。さらに、「田頭地角三株柏、一年用钱勿用愁」のように、空き地を利用し「柏」の木を植えると、一年中の生活費の心配がないという諺もある。

六翰村では、特に、初春の山林で柴刈りが厳しく禁じられていた。初春の「一担」（肩で担がれる柴の量）の柴は、秋の時に「十担」分に生長するので、百人が春の山に入り柴刈りをすれば、「千担」の柴を損失することになるとされる。春における柴刈りの禁止は、秋の豊かな収穫につながるという考えである。こうして、人々は柴刈りを禁止し苗木を保護しながら、山林を守り続けていたのである。

解放前、王壇鎮、青壇鎮を含む南部山地には、民間の山林管理の禁約が多く存在し、陶氏宗族の禁約はその一例で

あるといえる。社会主義化されて以降、一九七〇年代半ばまでは、「護林公約」という規制が、この地の山林管理に大きな役割を果たしていたとされる。「護林公約」に違反するものがいれば、当然、罰が科されることとなるが、その懲罰の手法は、かつて存在した罰戯と通底する手法が編み出された。それは「罰映画」である。罰映画は映画フィルムレンタル代や映画のチケット代を負担させ、村民に映画を見させる、という処罰である。⁶たとえば、柴刈りを禁止する山林で柴刈りすると、罰映画という手法が用いられたという〔阮、裘、張、任 一九八五・一六四〕。紹興北部の水郷地帯の安昌鎮では川の兩岸の衛生・緑化などの管理に際して罰映画を行ったことがある。⁷罰戯の近代版といえる「罰映画」も、山林の保全や川の衛生や緑化などの自然の管理に深く関わっていたのである。

おわりに

以上、舜王廟における罰戯、罰宴という自然の管理にかかわる伝統を掘り出し、信仰・祭祀により結成された共同体、及びその自然の管理における機能を論じてきた。罰戯と罰宴は決して紹興王壇鎮のみで行われたものではなく、広く浙江、江蘇、福建、安徽などの華東地域に分布するものである〔田仲 二〇〇〇・一二五―一四九〕。おおよそ「社戯」の歴史、及び演劇の習慣が存在する地域に共通する在地の懲罰手法であると見なして、ほぼ間違いないであろう。罰戯、罰宴という伝統的在地懲罰のもつ意義は、それらが単なる罰であるのみならず、「酬神教民」（神に酬いて民を教えること）という意味を含んでいることにある。本論では共同体の自然の管理に関して、禁約および懲罰を信仰・祭祀の側面と絡めて論じてきた。宗族や村落などの血縁や地縁による共同体の範囲を超える自然の管理や保全に関し

て、信仰・祭祀で結ばれた地域共同体による管理の存在が指摘される。これは、中国的なコミュニティのあり方と、自然の管理のあり方を考える上で大いに示唆的である。

中国江南地域において、宗族が山林、土地、河川などの村落の自然の管理を全面的に支配していたことは、すでに指摘されているが〔田仲 二〇〇〇・一・二三〕、それが論じているのは宗族が支配する宗族内部、あるいは村落内部の状況である。本論で論じているのは舜王廟によって形成された、宗族や村を越えた地域共同体の状況であり、そこで結ばれる禁約がもつ効力や、影響力は、宗族内部の結合とは明らかに異なったものであるといえる。村や宗族のよくな小さな単位を越えて、より多くの人を結合させる場合、その集団全体に影響を及ぼす力、信仰や祭祀といった神聖なる力は重要な意味を持っていたのである。

この地の伝統的在地懲罰システムは、現在の環境言説において、環境保全的な社会システムと付会されやすいが、そのような環境保全の性格は、一義的にはあくまで信仰や祭祀の遂行の結果、獲得されたものと理解した方がよい。本論では、舜王廟によって形成された地域コミュニティをめぐる自然の管理を論じることで、廟会の運営に規定された社会関係と、信仰・祭祀で結ばれたコミュニティが、自然の管理において一定の役割を果たしていたことを明らかにした。それは、日本のように村落共同体を基盤とする自然の管理〔菅 二〇〇六〕とは別の様相を呈しており、今後、中国的commonsを考察する上で、深化させるべき重要な課題となるであろう。

謝辞

本論の作成に関し、多くの貴重なアドバイスとアイデアをご教示いただいた東京大学東洋文化研究所の菅豊教授

に、衷心より感謝を申し上げる。

引用文献

- 顧希佳 二〇〇一「紹興舜王廟會之調查思考」『民間文化』二〇〇一年第一期
- 阮慶祥・裘士雄・張觀達・任桂全 一九八五『紹興風俗簡誌』紹興、紹興市・県文聯
- 兪月霞 二〇〇六『紹興虞舜文化研究』杭州、浙江省人民出版社
- 浙江省民間文學集成辦公室 一九八九『紹興市故事卷・上』北京、中國民間文芸出版社
- 櫻井龍彦 二〇〇三「紹興舜王廟查考」『名古屋大學中國語文學論集』第一五輯
- 菅豊 二〇〇六『川は誰のものか―人と環境の民俗学』東京、吉川弘文館
- 田仲一成 二〇〇〇『明清戯曲―江南宗族社会の表象』東京、創文社
- 1 現在、「行宮」は後殿に、「坐宮」は前殿に置かれ、文化大革命以前と逆になっていた。
 - 2 「舜王廟・廟會・舜越文化」（『紹興県報』二〇〇〇年一〇月一〇日）によると、舜王廟に住んでいる人は「廟持」と呼ばれる。
 - 3 舜王を祭祀する時に、生の魚ではなく、白鯊という塩漬けの魚を使用する決まりがあったという説もある。
 - 4 「産卵期の魚を保護するためであるが、廟産の不可侵性を主張し、その結果として環境保護に繋がった」という見解（櫻井二〇〇三：八二～八四）もあるが、禁漁はとくに産卵期に限らず通年の禁忌である。そのため、その禁漁の目的は産卵期の魚を保護するためではないがたい。そのうえ、双江溪の魚の産卵期は九月前後ではなく、毎年三、四月になっているのである。

さらに、「湖頭竹園」（肇湖村にある竹園）、「西峰竹山」（羅鎮村にある西峰山にある竹林）などといわれる舜王廟の廟産が存在していたものの、舜王廟の前にある双江溪あるいは双江溪にある魚は、廟産とはいえない。

5 井戸の傍らに一つの石碑が建てられている。石碑が清代の光緒二十四年（一八九八年）に建てられ、その碑文は井戸の水は洗濯の水ではなく飲み水のみを使用すること、これに違反すると懲罰として「水懺」という仏事を開催させられることが記載されている。西路村は金、鮑という二つの宗族が暮らしており、仏教の寺や庵が三つあり、水懺という仏教の法事が日常的に行われていた。村の共的な資源である井戸は、その村の在地の手法で管理されてきたのである。

6 映画館がない場合は、映画フィルムのレンタル代（八ミリは約十元、一六ミリは約二〇元）を負担する。映画館がある場合、映画のチケット代（約一〇枚か二〇枚）を負担する。

7 安昌鎮では、愛国衛生運動の一環として、「街河」というまちの中心にある川の兩岸の管理及びその周辺の緑化の管理などに当たって、鎮政府の提案で居民委員会が管理条例に違反するものに「罰映画」を用いた。また、安昌鎮長楽村（旧・陳家濃村）の場合は一九七〇年代まで、規約違反するものに「罰映画」を用いた例があるという。